食料品のテストマーケティング・フィードバック業務委託に関するプロポーザル募集要項

令和2年6月8日

長崎県食料産業クラスター協議会 会長 多比良 純一

長崎県食料産業クラスター協議会が、食料品のテストマーケティング・フィードバック業務を 行うにあたり、委託事業者を公募し、委託する事業者を決定します。

- 1 委託業務の名称 食料品のテストマーケティング・フィードバック業務
- 2 委託業務の内容 別添「食料品のテストマーケティング・フィードバック業務仕様書」のとおりとする。
- 3 委託料 委託料上限額 13,189千円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限(提出期限の末日)から契約締結 までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1)法人又はグループ内の企業が、長崎県内に本店または支店(営業所を含む。)を有すること。
- (2) 本業務を理解し、円滑かつ効果的に業務を遂行できること。
- (3)本委託業務の内容を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 指名停止又は指名除外の措置を県から受けている者でないこと。
- (6)過去6ヶ月以内に手形交換所において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- (7)債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- 5 スケジュール
- (1)参加申込書の受付 令和2年6月19日(金)17時まで(必着)

- (5)審査結果の通知 令和2年7月10日(金)
- 6 参加手続き

(1)参加意思表明書及び申請書の様式の入手

参加に必要な様式は、長崎県食料産業クラスター協議会 HP からダウンロードするか、長崎県中小企業団体中央会 工業振興課で受け取ってください。

ホームページ http://www.nagasaki-chuokai.or.jp/foodcluster/

なお、説明会は、実施しません。

(2)参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加申込書を提出してください。参加申込書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加申込書(様式1)

付属書類 長崎県内に本店または支店があることを示す書類

- イ 提出期限 令和2年6月19日(金)17時まで(必着)
- ウ 提出方法 持参又は郵送(消印有効)
- エ 提出先 長崎県食料産業クラスター協議会 (長崎県中小企業団体中央会 工業振興課内)
- (3) 質問の受付及び回答

申請書に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。 質問に対する回答は、全ての意思表明者に対して、FAXにて行います。

- ア 提出書類 質問書(任意の様式で構いません。)
- イ 提出期限 令和2年6月19日(金)17時まで
- ウ 提出方法 FAX
- エ 長崎県食料産業クラスター協議会(FAXO95-821-8056) (長崎県中小企業団体中央会 工業振興課内)
- 才 回答日 令和2年6月24日(水)
- (4) 申請書及び見積書等の提出
- ア 提出書類 申込書 (様式1)

見積書 (様式2)

提案書 (様式3)

付属書類 ① 国税・県税の未納がない証明

- ② 法人登記簿の謄本(3ヶ月以内に取得したもの)
- ③ 過去3年間の決算書の写し
- イ 提出部数 申請書、見積書ともに8部(※1部のみ正本とし、残りは複写可) 付属書類1部
- ウ 提出期限 令和2年6月30日(火)17時まで(必着)

- エ 提出方法 持参又は郵送
- オ 提出先 長崎県食料産業クラスター協議会 (長崎県中小企業団体中央会 工業振興課内)
- カ 提案書(様式1)の作成
 - ◆ 7 (2)審査基準に従い、「事業内容及び実施方法」と「事業実施主体の適格性」の項目により、提案書の2ページ目以降を作成すること。
 - ◆提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、 資料添付を行うことは差し支えない。
 - ◆提案書の2ページ目以降は任意とし、提案書は日本工業規格の A4版の大きさで併せて 20ページ以内とする。
 - ◆選定した者が提出した提案書は、仕様書として本業務の実施計画書になることを想定しているため、実施可能な内容で作成すること。

7 選定方法

- (1)審査方法 申請書等の提出書類による書面審査
- (2)審査基準

申請書の内容に基づいて審査を行い、選定します。

審査項目	審査内容
事業内容及び実施	・充分な商品数の申込がされるような募集を行うことができるか
方法	・参加企業と連携を図ることができるか
	・調査内容が工夫され、履行が確実か
	・インターネット調査で、多くの消費者からの回答を見込めるか。
	・商品の改善につながる効果的なフィードバックを行うか
	・前年度調査に対するフォローを効果的に行うことができるか。
事業実施主体の	・事業が実施可能な体制が確保されているか
適格性	・調査に従事する人員は十分か
	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか
	・県内食料品製造業に関する知見を有しているか
	・過去に公的団体等との契約実績はあるか

(3)参加が無効となる場合

- ア 申請書等の提出が提出期限に遅れた場合は失格となります。
- イ 審査結果に影響を与えるような不正な行為が認められた場合は失格となります。
- (4) 応募者が1者だけの場合は、審査項目の採点数が6割を上回った場合に随意契約 の相手方として選定します。
- (5)審査結果の通知

審査結果に関する通知は令和2年7月10日(金)に書面にて送付します。

8 業務委託の契約手続き

選定された提案者と随意契約により本業務の委託契約の手続を行います。

9 留意事項

- (1)参加にかかる経費は参加者の負担とします。
- (2)提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3)提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4)提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (5) 本協議会が、申請書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表または使用することは出来ません。

10 問い合わせ先

〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階 長崎県食料産業クラスター協議会

長崎県中小企業団体中央会 工業振興課 担当者 神原、嶋本

電話 095-826-3201

FAX 095-821-8056